業務管理体制に関する届出

鹿児島市 長寿あんしん課 長寿施設係

① 業務管理体制とは

- 介護サービス事業者は、**法令遵守等の業務管理体制の整備が義務**付けられています。
- 介護サービス事業者が整備すべき業務管理体制は、**事業所（施設）の数に応じて違います。**
- 介護サービス事業者は業務管理体制についての**届出書を行政機関に提出する必要**があります。

② 整備する内容

◆ 整備すべき業務管理体制は、**事業所（施設）の数に応じて違います。**

		整備する内容		
		法令遵守責任者の選任	法令遵守マニュアルの整備	法令遵守に係る監査
事業所数	２０未満	○		
	２０～９９	○	○	
	１００以上	○	○	○

③ 届出先

◆ 届出先は、**事業所（施設）の所在地に応じて違います。**

区分	届出先
・すべての事業所が鹿児島市内に所在する事業者	**鹿児島市長**
・すべての事業所が鹿児島県内の複数の市町村に所在する事業者	**鹿児島県知事**
・事業所が２以上の都道府県に所在し、かつ、 ２以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	**主たる事務所の所在地の都道府県知事**
・事業所が３以上地方厚生局管轄区域に所在する事業者	**厚生労働大臣or地方厚生局長**

④ 届出の種類

整備　事業所の指定を受け、新たに業務管理体制を整備した場合　（様式第１号）

区分の変更　事業所の指定や廃止により、届出先が変わる場合　（様式第１号）
※変更前と変更後の双方の行政機関に提出が必要

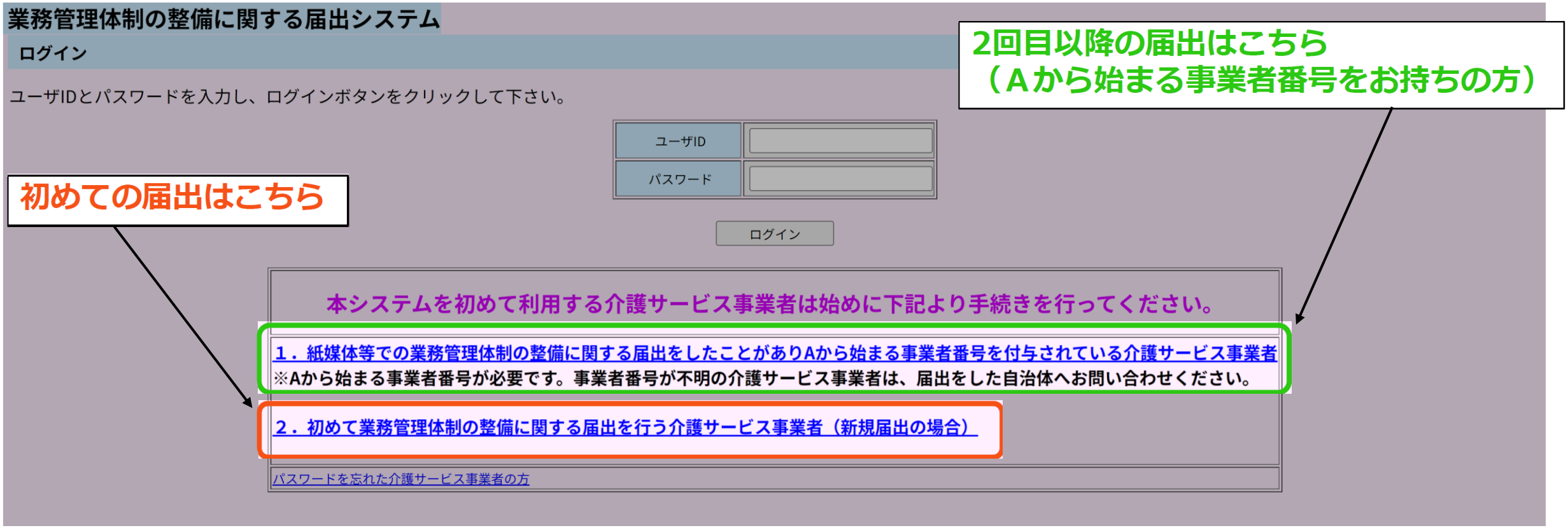
届出事項の変更　下記事項に変更があった場合　（様式第２号）

１．法人の種別、名称
２．主たる事務所の所在地、電話番号
３．代表者氏名、生年月日
４．代表者の住所、職名
５．事業所名称、所在地
６．法令遵守責任者の氏名、生年月日
７．業務が法令に適合することを確保する為の規定の概要
８．業務執行の状況も監査の方法の概要

⑤ 届出方法

◆ 届出方法は、**電子申請** となります。

業務管理体制の整備に関する届出システム：https://www.kaigo-gk.mhlw.go.jp/laicomea/cmns01l/cmns01l1/init.do



⑥ 一般検査・特別検査

◆ 事業者に対する届出内容の報告徴収や、
事業者本部、事業所等への立ち入り検査の実施を行う場合があります。

一般検査

業務管理体制の整備・運用状況を確認するための**定期的に検査を実施します。**
方法は書面によるものです。**対象事業所は事前に通知します。**

特別検査

事指定等取消処分相当事案が発覚した事業者に対して、随時、立入検査等を実施します。
業務管理体制の整備状況や当該事案への組織的関与の有無を検証するためです。

⑦ さいごに

- **より詳しい情報は以下のリンクからご確認いただけます。ご活用ください。**

＜鹿児島市ＨＰ：業務管理体制の整備に関する届出＞
https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/gyoumukanritaisei.html

＜業務管理体制の整備に関する届出システム＞
https://www.kaigo-gk.mhlw.go.jp/laicomea/cmns01l/cmns01l1/init.do

＜厚生労働省：介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/service/annai.html